

韓国温室効果ガス排出権取引制度の概要

平成 25 年 1 月 10 日
環境省市場メカニズム室

韓国政府は 2010 年 4 月、排出権取引制度の導入を含む低炭素グリーン成長基本法を採択した。同基本法に基づき、2012 年 5 月、「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」¹が国会を通過し、2015 年 1 月からキャップ・アンド・トレード方式の国内排出権取引制度（以下「C&T 制度」という。）が開始されることが決定した。

引き続き 2012 年 11 月、「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律施行令」が国務会議（内閣）を通過²し、C&T 制度の基本設計が完了した。

同法律及び施行令に基づく C&T 制度の概要は以下のとおり。

計画期間 ³	<ul style="list-style-type: none">第 1 次計画期間：2015 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日第 2 次計画期間：2018 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日、以後 5 年ごと排出枠の割当・償却は毎年実施（履行年度は 1 年ごと）
「基本計画」の策定 ⁴	<ul style="list-style-type: none">原則 10 年を単位として 5 年ごとに策定され、C&T 制度に関する中長期の政策目標及び基本方向を定める。各計画期間開始の 1 年前までに策定⁵する。以下に関する事項を含む。<ul style="list-style-type: none">➢ C&T 制度に関する国内外の現況及び見通し➢ C&T 制度運営の基本方向➢ C&T 制度による経済影響➢ 産業支援対策 等
「割当計画」の策定 ⁶	<ul style="list-style-type: none">各計画期間開始の 6 ヶ月前までに策定する。計画期間ごとに策定され、以下に関する事項を含む。<ul style="list-style-type: none">➢ 割当総量（排出許容総量）➢ 対象部門・業種及び割当基準・割当量➢ C&T 制度の対象事業者（以下「対象事業者」という。）に対する割当方式➢ 有償割当の方法➢ オフセット基準及び運営 等

¹ 2012 年 11 月 15 日施行

² 大統領の裁可後に施行

³ 「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律（以下「法律」）」第 2 条第 4～5 号、及び付則第 2 条第 1 号

⁴ 「法律」第 4 条

⁵ 「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律施行令（以下「施行令」）」第 2 条第 1 号

⁶ 「法律」第 5 条

対象事業者 ⁷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部門及び業種は、割当計画（第1次計画期間の割当計画は2014年6月までに策定）で定められる。 ・ 対象部門及び業種に属する事業者のうち、以下の条件に該当する事業者。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度⁸」で定められた管理事業者のうち、最近3年間の温室効果ガス排出量の年平均排出量が①125,000t-CO₂以上の事業者、又は②25,000t-CO₂以上の事業所の該当事業者 ➢ その他管理事業者であって、自発的に参加を申請した事業者 ・ C&T制度の対象となった事業者は、「温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度」における削減目標の設定・遵守義務を免除される⁹。
対象ガス ¹⁰	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆
割当総量 ¹¹	国家削減目標（2020年までにBAU比30%削減 ¹² ）を考慮し、割当計画にて割当総量を設定する。
割当方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当計画に基づいて、部門別・業種別に、計画期間全体の割当量及び履行年度別の割当量が決定される¹³。 ・ 業者別の割当量に関しては、以下の項目を考慮して決定される¹⁴。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の履行年度別排出権の需要 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 対象事業者は、各計画期間の開始4ヶ月前までに、過去3年間の排出実績や計画期間内の施設拡張等の計画、計画期間の履行年度ごとの申請排出権量等を記載した排出権割当申請書を提出しなければならない¹⁵。 ➢ 早期削減実績 ➢ 貿易・炭素集約度 ➢ 過去の排出量又は技術水準 ➢ 業種又は事業者の予想成長率 ➢ ベンチマーク値 等 ・ 新規参入者向け及び市場安定化措置等のために、一定比率の排出権をリザーブする¹⁶。

⁷ 「法律」第8条

⁸ 温室効果ガス及びエネルギー目標管理制度（GHG and Energy Target Management System, TMS）は、大規模事業者（電力、製造業等産業部門、建築物、輸送部門、廃棄物部門）に対し、GHG排出量やエネルギー使用量の目標設定及びその達成を義務付けるもの。低炭素グリーン成長基本法第42条に国家GHG削減目標達成のための規制的手段として規定され、2011年から開始された。制度対象者には、政府によるインセンティブ（融資優遇措置やETS実施の際に削減実績考慮等）も付与される。

⁹ 「法律」第10条

¹⁰ 「施行令」附則別表2

¹¹ 「法律」第5条第1項

¹² 2009年11月、韓国政府は閣僚諮問委員会にて、国家中期削減目標を2020年までにBAU（Business As Usual、対策がなされない場合に予想される排出量）比で30%削減することを決定。

¹³ 「法律」第12条第1項

無償割当の割合 ¹⁷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各計画期間における無償割当の割合は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1次計画期間（2015～2017年）：100% ➤ 第2次計画期間（2018～2020年）：97% ➤ 第3次計画期間（2021～2025年）：95%以下
有償割当 ¹⁸	有償割当はオークション等の方法とし、時期等の詳細は別途告示される。
炭素リーケージに対する措置 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかの基準を満たす業種は、上記無償割当の割合にかかわらず²⁰、100%無償割当を受けるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貿易集約度が30%以上 ➤ 炭素集約度が30%以上 ➤ 貿易集約度が10%以上かつ炭素集約度が5%以上 ◇ <u>貿易集約度</u> = (該当業種の基準期間の年平均輸出高+該当業種の基準期間の年平均輸入高) / (該当業種の基準期間の年平均売上高+該当業種の基準期間の年平均輸入高) ◇ <u>炭素集約度</u> = (該当業種の基準期間の年平均温室効果ガス排出量×基準期間の排出権価格) / 該当業種の基準期間の年平均付加価値生産高 ◇ <u>基準期間</u>とは、各計画期間開始の5年前から3年間とする。 ◇ <u>基準期間の排出権価格</u>は、韓国国内外の排出権価格及び温室効果ガス削減のための限界削減費用等を考慮して割当計画により定める。
早期削減実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者による早期削減実績は、割当計画に反映され、排出権の追加割当を受けられることができる²¹。 ・ 追加割当量は、第1次計画期間の割当総量の3%以内とする²²。
バンキング・ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間をまたいでバンキング可能²³。 ・ 10%を限度として計画期間内に限りボローイング可能²⁴。

¹⁴ 「法律」第12条第1項、「施行令」第12条第1項

¹⁵ 「法律」第13条

¹⁶ 「法律」第18条

¹⁷ 「施行令」第13条第1～3項

¹⁸ 「施行令」第13条第4～5項

¹⁹ 「施行令」第14条、附則別表1

²⁰ 「法律」第12条第4項

²¹ 「法律」第15条

²² 「施行令」第19条第2項

²³ 「法律」第28条第1項

²⁴ 「法律」第28条第2項、「施行令」第36条

<p>オフセット排出権²⁵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証委員会の審議を経てオフセット登録簿に登録された外部事業により発生した削減量（外部事業温室効果ガス削減量）のみ、オフセット排出権として認定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ オフセット排出権として認定される外部事業温室効果ガス削減量には、以下のものが含まれる²⁶。 <ul style="list-style-type: none"> ①国内外において国際基準に合致する削減事業により発生した削減量 ②京都議定書に基づく削減事業等により発生した削減量 ・ 外部事業温室効果ガス削減量のオフセット排出権への転換基準は1：1とし、使用上限を10%以内とする（割当計画により設定）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ただし、海外で発生したオフセット排出権に関しては、上記使用上限の50%を超えないものとし、第1次及び第2次計画期間については使用不可²⁷とする。 ・ 外部事業の種類は制限せず、外部事業の具体的な基準及び手続、有効期間設定基準等は今後告示にて設定する。
<p>割当量の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当計画の変更により割当総量が増加した場合、①対象事業者の既存割当量に比例して追加、又は、②特定の部門・業種に全部又は一部を追加して割り当てる²⁸。 ・ 排出権割当申請書等では想定されていない以下の事由により排出量が増加した場合、各事業者に適用された基準やベンチマーク方式により排出増加分を算出し、排出権を追加して割り当てる²⁹。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の新設・増設、事業所の譲受又は合併により排出量が増加した場合、増加分を追加で割り当てる。 ➤ 生産品目の変更、事業計画の変更等により割当量より30%以上排出量が増加した場合、増加分の50%以内の範囲で排出権を追加で割り当てる。 ➤ 制約発電³⁰により発電量が増加又は減少した場合、増加した発電量に相応する排出権を追加割当又は減少した発電量に相応する排出権を調整する。 ・ 割当総量の減少、事業者による施設の閉鎖又は長期の稼働停止、虚偽による割当等の場合、無償で割り当てられた排出権の全部又は一部を取り消すことができる³¹。

²⁵ 「施行令」第38条

²⁶ 「法律」第29条、第30条

²⁷ 「施行令」附則第3条

²⁸ 「施行令」第20条

²⁹ 「施行令」第21条

³⁰ 発電機の故障、送電線の故障又は熱供給・燃料制約・送電制約等電力システムの安定的運営のための制約事項（自らが原因を提供した場合は除く）について、法に基づいて発電した場合。

³¹ 「法律」第17条

排出権登録簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出権の割当・報告に関する情報管理を、電子登録簿上にて管理する³²。 ・ 排出権の取引の際には、排出権登録簿に排出権取引口座を登録しなければならない³³。 ・ ただし、取引市場の安定化のため、第1次及び第2次計画期間については、割当対象者と以下の公的金融機関に限り排出権取引口座を登録できる³⁴。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 韓国産業銀行、中小企業銀行、韓国輸出入銀行、韓国政策金融公社
取引所 ³⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引業務の遂行に必要な人員・技術・施設等一定の資格を備えており、グリーン成長委員会³⁶の審議を経て認証された取引所を設置・指定するものとする。
市場監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブ取引に関しては、「資本市場と金融投資業に関する法律」のデリバティブに関する規制を適用する³⁷。 ・ 排出権取引仲介会社は、「資本市場と金融投資業に関する法律」による投資仲介業者とする³⁸。
市場安定化措置 ³⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に該当する場合、又は該当するおそれが相当程度ある場合、市場安定化措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出権価格が、6か月連続して直前2ヵ年度の平均価格の3倍以上である場合 ➢ 最近1ヵ月の平均取引量が直前2ヵ年度の同月平均取引量の多い方より2倍以上増加し、最近1ヵ月の排出権価格が直前2ヵ年度の平均価格に比べ2倍以上高い場合 ➢ 最近1ヵ月の排出権平均価格が直前2ヵ年度の平均価格に比べ60%以上低い場合 ・ 市場安定化措置は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出権のリザーブ分の25%までの追加割当て ➢ 排出権の最低又は最大保有限度の設定 <ul style="list-style-type: none"> ①最低保有限度：対象事業者に割当られた該当履行年度排出権の70%以上 ②最高保有限度：対象事業者に割当られた該当履行年度排出権の150%以下 ➢ ボローイング限度の拡大又は縮小 ➢ オフセット利用上限の拡大又は縮小

³² 「法律」第11条

³³ 「法律」第20条

³⁴ 「法律」附則第3条、「施行令」附則第2条

³⁵ 「施行令」第26条

³⁶ グリーン成長委員会は、大統領直属の委員会であり、国務総理（首相）及び有識者が共同委員長を務める。同委員会は、低炭素グリーン成長に関連した主要政策及び計画とその履行に関する事項を審議する。

³⁷ 「施行令」第28条

³⁸ 「施行令」第29条

³⁹ 「法律」第23条、「施行令」第30条

排出量の報告・検証 ⁴⁰	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、各履行年度の終了日から3ヵ月以内に外部専門機関の検証を経て排出量を主務官庁に報告し、認証を受けなければならない。
遵守 ⁴¹	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、認証された排出量に相応する排出権を、履行年度終了日から6ヵ月以内に主務官庁に提出しなければならない。
不遵守時の措置 ⁴²	<ul style="list-style-type: none"> 排出権の未提出に対し、10万ウォンを限度として、CO₂ 1t当たり該当履行年度の排出権平均市場価格の3倍の課徴金が課される。

⁴⁰ 「法律」第24条

⁴¹ 「法律」第27条

⁴² 「法律」第33条、「施行令」第42条